

平成18年分

農業所得 収支内訳書 作成相談

平成18年分農業所得(平成19年2月～3月申告分)から「農業所得標準」が廃止され「収支計算」に移行されました。平成17年分農業所得までは標準計算で申告されていて、平成18年分農業所得収支内訳書を作成するにあたり相談が必要な農家の方を対象に、農業所得収支内訳書作成相談を開催します。(個別指導)

ご持参いただくもの:

- ・農業所得収支内訳書用紙(お持ちの方)
- ・収入支出のわかる書類(帳簿、通帳、領収書、農協の伝票など)
- ・電卓、筆記用具
- ・農業所得収支内訳書作成についてのみの相談です。青色申告の方は対象外です。

日 1月16日(火)・1月17日(水)
1月18日(木)・1月19日(金)

午前 9:30～11:30

午後 13:15～16:00

場所 あいこうか市民ホール
練習室③

日 1月22日(月)

午前 9:30～11:30

午後 13:15～16:00

場所 水口社会福祉センター
福祉ホール

問い合わせ 税務課 市民税係
☎65-0679 FAX63-4574

定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために「されていた定率減税が、国の税制改正暫定的な税負担の軽減措置として導入」により廃止されます。

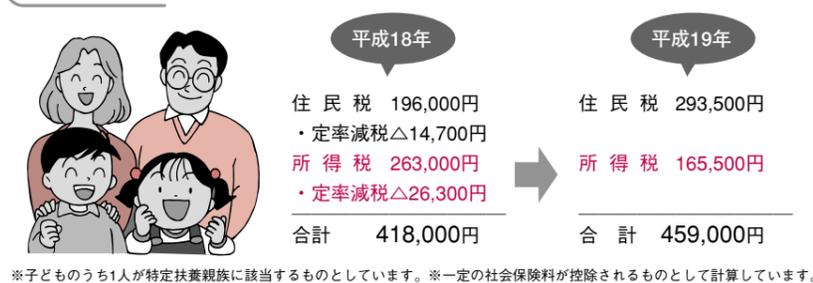
平成18年

所得税:平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税:平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税:平成19年1月分から廃止
住民税:平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)



住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税は非課税でしたが、国の税制改正により平成18年度(平成18年6月分から)の住民税から、この老年者非課税措置は廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

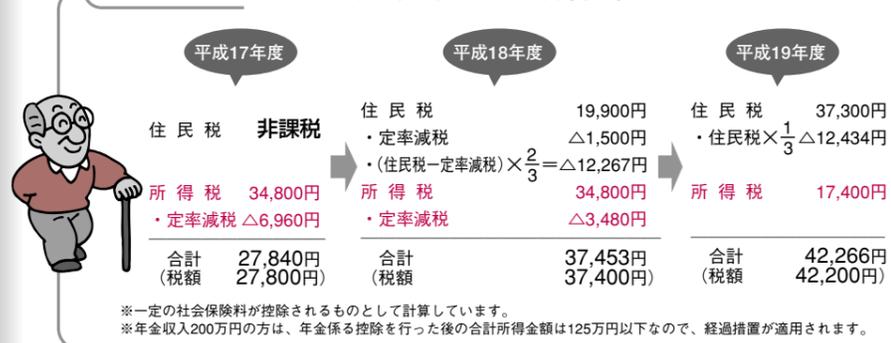
平成17年

合計所得金額
125万円以下の方
非課税

平成18年度以降

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担
※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)



※各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、この他に均等割(年額4,800円【琵琶湖森林づくり県民税(年額800円)】を含みます。)が課税されます。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎65-0679 FAX63-4574

平成19年から

国からの税源移譲により 所得税・住民税の税率が 変わります。

より身近なところへ皆さんの税金を

福祉や教育、道路など住民に身近な行政サービスのほとんどは県や市が行っているにもかかわらず、県や市の財源は、国が集めた国税を財源とする国からの補助金などに頼っています。

しかし国の補助金には、全国一律・画一的な基準が設けられており、地域の実情や住民の意向に答えることが難しい場合があります。

そのため、できるだけ住民に近く、地域の実情がわかっている地方が政策を企画立案・決定し、実行できるようこれまでのしくみを変えていくことが検討されています。

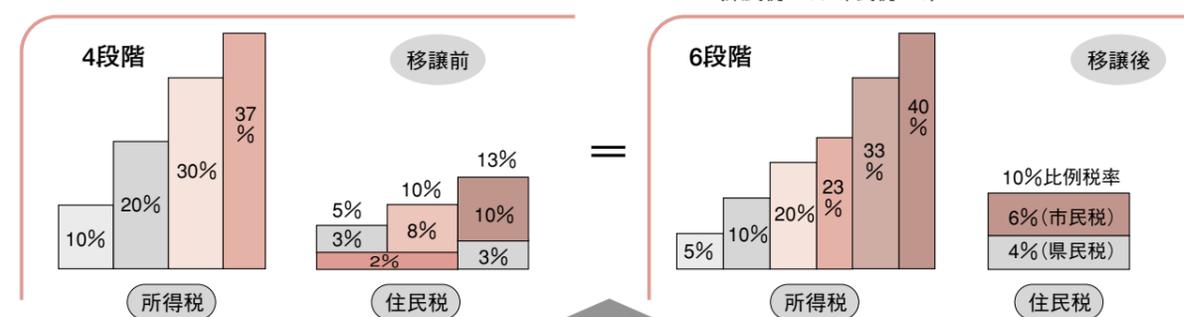
その一つが税源移譲であり、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。およ

そ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

この税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになり、皆さんの納めていただいた税金を、より身近なところで使わせていただくことができます。

国の所得税 平成19年1月分から適用 → 4段階の税率を、6段階に細分化(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

県・市の住民税 平成19年6月分から適用 → 3段階の税率から、一律10%に(県民税4%、市民税6%)



税源の移し替えなので「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

●給与所得者の場合

給与から所得税を天引きされている方のほとんどは、平成19年1月以降の給与から所得税が減り、その分平成19年6月から住民税が増えます。

●年金受給者の場合

年金から所得税を天引きされている方のほとんどは、平成19年2月に受け取る年金から所得税が減り、その分平成19年6月から住民税が増えます。

●事業所得者の場合

ほとんどの方は、今回の住民税が増えた分が平成20年3月の確定申告時(予定納税の場合は平成19年7月、11月および平成20年3月の確定申告時)に所得税が減ります。

※この他、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があります。

●所得税は1年間の所得に対してその年に課税されるのに対し、住民税は前年の所得に対して課税されます。そのため、平成19年度の住民税は平成18年分の所得を基準にしています。